

■返還免除対象病院等一覧

一定期間の業務従事により返還が免除される『県内の特定施設等』は、次のとおりです。

◆業務従事期間5年間

- ①一般の診療所
- ②病院(地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置したもの以外)
- ③精神病院(精神病床が8割以上を占める病院)
- ④老人病院(平成12年改正前の医療法による特例許可老人病院)
- ⑤独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- ⑥介護老人保健施設
- ⑦介護医療院
- ⑧訪問看護事業所
- ⑨地域保健法第24条第2項第1号に規定する特定町村

※助産師として就業する場合は、地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置した病院を除く全ての病院が返還免除対象となり、免除要件期間は5年間になります。

<免除要件期間5年間>

(R6.4.1現在)

② 2 0 0 床 未 満 の 病 院	1	細谷病院	② 2 0 0 床 未 満 の 病 院	25	湖東厚生病院
	2	土崎病院		26	佐藤病院(由利本荘市)
	3	笠松病院		27	本荘第一病院
	4	御野場病院		28	由利本荘医師会病院
	5	秋田東病院		29	象潟病院
	6	清和病院		30	花園病院
	7	加藤病院		31	大曲中通病院
	8	小泉病院		32	市立大曲病院
	9	五十嵐記念病院		33	市立角館総合病院
	10	大湯リハビリ温泉病院		34	市立田沢湖病院
	11	鹿角中央病院		35	市立大森病院
	12	かづの厚生病院		36	雄勝中央病院
	13	独立行政法人労働者健康安全機構 秋田労災病院		37	佐藤病院(湯沢市)
	14	大館記念病院		38	羽後町立羽後病院
	15	今井病院	③ 精 神 病 院	39	秋田回生会病院
	16	東台病院		40	秋田緑ヶ丘病院
	17	大館市立扇田病院		41	今村病院
	18	鷹巣病院		42	島田病院
	19	能代病院		43	菅原病院
	20	独立行政法人地域医療機能推進機構 秋田病院		44	横手興生病院
	21	能代山本医師会病院	④ 老 人 病 院	45	外旭川病院
	22	森岳温泉病院		46	杉山病院
	23	藤原記念病院		47	協和病院
	24	男鹿みなと市民病院	⑤	48	独立行政法人国立病院機構 あきた病院

* 返還免除対象施設の判断は、貸与開始の年度となります。病院の病床数の変更により、年度によって返還免除施設が変更になることがあります。勤務先の変更によって返還対象になる場合もありますので、詳細はお問い合わせください。